

光 市 記 者 発 表 資 料

令和8年7月21日

件 名

住民基本台帳ネットワークシステムの障害について

内 容

令和8年7月20日（月）6時45分頃から、本市の住民基本台帳ネットワークに障害が発生したことに伴い、21日（火）以降、市役所本庁舎、大和支所、各出張所における住民異動及びマイナンバーカードに関する業務が行うことができません。なお、個人情報等の流出がありません。

1 経緯

令和8年7月20日（月）6時45分頃から、光市の住民基本台帳ネットワークシステムに障害が発生しました。地方公共団体情報システム機構や山口県及び住民基本台帳ネットワークシステムの保守事業者と連絡を取りながら復旧に努めましたが、復旧に至っていません。

2 市民への影響

次の手続きを行うことができません。

- ・転出、転入など住民異動
- ・広域交付による住民票の写しの交付
- ・マイナンバーカードに関する手続き

3 対応

住民異動で来庁された方は申請書の受領のみ行い、システム復旧後異動処理を行います。

また、広域交付による住民票の写しの交付で来庁された方は、再来庁のお願いをいたします。

マイナンバーカードに関する手続きで来庁されて処理ができなかった方には、マイナンバーカードをお預かりし、システム復旧後に職員により設定作業を行った上で、自宅への郵送又は再来庁のお願いをいたします。

4 原因と対策

原因は調査中です。調査結果を踏まえ対策を実施してまいります。

問合せ 担当課 : 市民課
担当者 : 藤井
電話 : 0833 (72) 1422